

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成29年2月28日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の各処分を取り消すことを求める。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人の亡家族（以下「被災者」という。）は、平成7年4月、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成28年4月からはB所在の会社Cグループ（以下「事業場」という。）において海外事業開発に関する業務に従事していた。
- 2 被災者は、○年○月○日、出張先のD国Eの宿泊先のホテルで倒れているところを発見され、死亡が確認された。検死したF医師作成の検死証明書によれば、死因は「心筋梗塞」とされている。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年1月15日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

### 第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、令和元年10月31日付け意見書において、被災者の労働時間を集計すると、発症前1か月間の時間外労働時間数が100時間を超えている上、発症前6か月間の時間外労働時間数が平均80時間を超えていることは明らかであり、また、発症前6か月間に9回もD国出張に赴くなど業務が質的に過重であったことから、業務起因性が認められるべきであると主張している。

また、請求人は、令和元年11月28日付け意見書において、新たなSNS履歴が判明したとして、被災者の時間外労働時間数は、①発症前1か月目が114時間22分、②発症前2か月目が95時間55分、③発症前3か月目が67時間11分、④発症前4か月目が108時間26分、⑤発症前5か月目が83時間52分、⑥発症前6か月目が73時間51分であると主張している。

(2) 被災者の労働時間について、監督署長は、被災者が事業場で使用していたパソコンのログイン及びログオフ時刻を始業及び終業時刻とし、記録が残っていない日は所定労働時間労働したものとして算定しており、被災者の時間外労働時間数は、①発症前1か月目が36時間23分、②発症前2か月目が27時間59分、③発症前3か月目が34時間53分、④発症前4か月目が87時間14分、⑤発症前5か月目が45時間58分、⑥発症前6か月目が7時間53分としている。

これに対し、請求人は、監督署長の上記認定に加え、①帰宅時刻若しくは自宅の最寄り駅に到着した時刻から終業時刻を推計し、②被災者がD国出張時等に使用していた社内イントラネットへのログイン時刻が最も遅い時刻である場合、そこに1時間を加えた時刻を終業時刻と推定し、③D国出張時の移動時間について労働時間に含めるなどして、上記(1)の時間外労働時間数を算出しているため、以下検討する。

ア 請求人は、被災者のSNS履歴を根拠に、帰宅時刻あるいは自宅の最寄り駅に到着したとされる時刻から移動時間を除いて終業時刻を推定しているが、

仮に請求人が主張するように被災者が綿密に家族と連絡を取り合っていたとの事情を考慮したとしても、移動時間を除き、事業場のパソコンのログオフ時刻以降に業務に従事していたとする客観的な根拠を見いだすことはできず、被災者がログオフ時刻以降移動時間を除き、全ての時間を業務に従事していたとはいえない。

したがって、上記①の終業時刻についての請求人の主張は採用できない。

イ 海外出張時等、社内イントラネットへのログイン時刻から1時間後を終業時刻とすべきとの請求人の主張については、社内イントラネットに接続していることからすれば、ログインした時点においては、被災者が何らかの業務を行っていたものと推認できるものの、10数分おきに頻繁にログインしている日も認められることから、必ずしも最も遅い時刻のログイン後に1時間程度何らかの業務に従事していたとは判断できない。

また、被災者のD国出張における業務内容は、会社E事務所内において、コンサルタントや出資企業との打合せ、契約書の作成や資料調査等を行っていたものであり、事務所外で打合せなどをした場合はその時刻が記録されること、G及びHがD国における労働時間は日本における所定労働時間に準じていた旨の申述をしていることを考慮すると、最も遅い時刻にログインするまでの間、被災者が継続的にパソコンを使用せずに業務に従事していたとする事情を認めることはできず、上記②のD国出張時の終業時刻についての請求人の主張は採用できない。

ウ D国出張の際の航空機内での被災者の様子について、Hは、座席が離れていて詳細は分からないとしながらも、「秘密保持のため会社以外の場所では資料を見ないように会社から言われている。」、「座席は基本エコノミークラスで狭いので、資料の作成をすることは無いと思う。」と述べており、被災者が航空機に搭乗している際に何らかの具体的な業務に従事していたとの事情を認めることはできない。また、他にD国までの航空機による移動時間を労働時間として取り扱うべき特段の事情も認められず、上記③のD国出張時の移動時間について労働時間に含めるべきとの請求人の主張は採用できない。

エ したがって、被災者の就労状況に不明な点は認められるものの、たとえ請求人が主張する社内イントラネットへの接続等を考慮したとしても、被災者の時間外労働時間数は、監督署長が認定した上記時間数を大きく超えるもの

とまでは認めることができない。

- (3) また、請求人は、被災者の業務が質的に過重であったと主張しているが、海外出張が多いこと及び担当業務の重責等一定の負荷があったことは推認できるものの、海外出張先は全てD国の会社E事務所で、宿泊先は会社E事務所の隣のホテルであること、また、日本との時差は2時間であることからすれば、上記(2)の監督署長の認定に係る被災者の時間外労働時間数と合わせて考慮しても、被災者が発症前に特に過重な業務に従事していたと認めることはできない。
- (4) なお、請求人のその余の主張についても、子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年2月21日